

犯罪インフラ対策

振り込め詐欺、違法薬物の密売、窃盗等様々な犯罪において、犯行を助長し、又は容易にするため「犯罪インフラ」と呼ばれるものが利用されています。

1 犯罪インフラとは

犯罪インフラとは、犯行そのものを容易にしたり、その発覚を免れるための身分偽装や通信手段、あるいは犯行のために用意された施設などのことを言い、違法なものに限らず、合法なものであっても犯罪に利用されている状態であれば、犯罪インフラと総称しています。

2 犯罪インフラの例

他人名義の携帯電話・預貯金口座
振り込め詐欺やヤミ金融等の犯罪では、他人名義の携帯電話や預貯金口座が犯罪インフラとして利用されています。
このため、転売・譲渡目的での携帯電話契約や預貯金口座開設といった犯罪が行われています。



犯罪に関係するインターネットサイト
違法薬物の密売や偽ブランドの販売等の犯罪では、インターネットが犯罪インフラとして悪用されています。



偽・変造された身分証明書
偽・変造された運転免許証、保険証、旅券、外国人登録証明書等の身分証明書が、各種詐欺事件等で利用されています。
また、身分や身元を偽るための偽装養子縁組や偽装結婚などの犯罪が行われています。



盗難車の置き場（ヤード）
盗難車を海外に輸出するためなどに、ヤードと呼ばれる周囲から見えないように塀等で囲った置き場が利用され、車両の解体が行われています。
全てのヤードにおいて違法行為が行われているわけではありません。



3 情報をお寄せください

群馬県警では、犯罪インフラの解体を目的に取締りを強化し、また、犯罪インフラを生まない環境をつくり、県民の皆様が安心して生活ができるよう各種対策を講じています。

携帯電話や預貯金口座の転売、犯罪に関係するインターネットサイト、不審な養子縁組等についてご存じの方は、群馬県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課（電話027-243-0110内線4471）又は最寄りの警察署（交番・駐在所）まで連絡をお願いします。